

令和 2 年 (2020 年) 2 月 6 日  
 総務部情報公開・法務課法務係  
 (課長) 神事 正實 (担当) 平澤 忍  
 電 話 : 026-235-7057 (直通)  
 026-232-0111 (代表) 内線 2287  
 F A X : 026-235-7370  
 E-mail : kokai@pref.nagano.lg.jp

## 令和2年2月県議会定例会提出予定条例案の概要

一部改正条例案 18 件、新設条例案 4 件を提出予定です。

### 一部改正条例案

番号	条 例 案 の 概 要
1	<p><b>職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>地方公務員法の一部改正により会計年度任用職員制度が新設されることに伴い、その任用実態に即した方法により当該職員がサービスの宣誓を行うことができるよう、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(令和 2 年 4 月 1 日から施行)</p> <p>人事課 026-235-7395 (FAX) Email: jinji@pref.nagano.lg.jp</p>
2	<p><b>職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>職員の仕事と家庭の両立支援の推進のため、不妊治療に専念することができるよう、不妊治療休暇を新設します。</p> <p style="text-align: right;">(令和 2 年 4 月 1 日から施行)</p> <p>人事課 026-235-7395 (FAX) Email: jinji@pref.nagano.lg.jp</p>
3	<p><b>長野県流域下水道条例等の一部を改正する条例案</b></p> <p>地方自治法の一部改正に伴い、同法を引用している次に掲げる条例の規定について所要の改正を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 長野県流域下水道条例</li> <li>(2) 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例</li> <li>(3) 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例</li> </ul> <p style="text-align: right;">(令和 2 年 4 月 1 日から施行)</p> <p>コンプライアンス・行政経営課        026-235-7030 (FAX) Email: comp-gyosei@pref.nagano.lg.jp        生活排水課 026-235-7399 (FAX) Email: seikatsuhaisui@pref.nagano.lg.jp        経営推進課 026-235-7388 (FAX) Email: kigyosai@pref.nagano.lg.jp</p>

4	<p><b>非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>地方公務員法の一部改正により会計年度任用職員制度が新設されることに伴い、給料が支給される職員の公務災害補償に係る補償基礎額について、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によることとするほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(令和2年4月1日から施行)</p> <p>職員課 026-235-7478 (FAX) Email: shokuin@pref.nagano.lg.jp</p>
5	<p><b>長野県県税条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>地方税法の一部改正に伴い、資本金1億円超の普通法人等に対し、法人県民税及び法人事業税の電子申告を義務付けるほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(令和2年4月1日から施行)</p> <p>税務課 026-235-7497 (FAX) Email: zeimu@pref.nagano.lg.jp</p>
6	<p><b>知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>(1) 旅券法の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行います。</p> <p>(2) 覚せい剤取締法の一部改正により、同法の題名が「覚醒剤取締法」に改められたこと等に伴い、所要の改正を行います。</p> <p>((1)は、公布の日から施行、(2)は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行)</p> <p>国際課 026-232-1644 (FAX) Email: kokusai@pref.nagano.lg.jp 薬事管理課 026-235-7398 (FAX) Email: yakuji@pref.nagano.lg.jp</p>
7	<p><b>幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準の一部改正に伴い、配置すべき職員の員数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件に係る特例の期限を5年間延長するほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(令和2年4月1日から施行)</p> <p>こども・家庭課 026-235-7390 (FAX) Email: kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp</p>

<p>8</p>	<p><b>長野県看護大学条例等の一部を改正する条例案</b></p> <p>大学等における修学の支援に関する法律の制定に伴い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難がある学生の経済的負担を軽減する制度が創設されたため、次に掲げる条例について、当該学生等に係る授業料及び入学金に関する減免規定を設けるほか、所要の改正を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 長野県看護大学条例</li> <li>(2) 技術専門校条例</li> <li>(3) 長野県須坂看護専門学校条例</li> <li>(4) 長野県公衆衛生専門学校条例</li> <li>(5) 長野県農業大学校条例</li> <li>(6) 長野県林業大学校条例</li> <li>(7) 長野県福祉大学校条例</li> <li>(8) 工科短期大学校条例</li> </ol> <p style="text-align: right;">(令和2年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>医療推進課 026-223-7106 (FAX) Email: iryo@pref.nagano.lg.jp  地域福祉課 026-235-7172 (FAX) Email: chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp  保健・疾病対策課 026-235-7170 (FAX) Email: hoken-shippei@pref.nagano.lg.jp  人材育成課 026-235-7328 (FAX) Email: jinzai@pref.nagano.lg.jp  農業技術課 026-235-8392 (FAX) Email: nogi@pref.nagano.lg.jp  信州の木活用課 026-235-7364 (FAX) Email: ringyo@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
<p>9</p>	<p><b>長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案</b> (詳細は、別紙1(P8)のとおり)</p> <p>諸経費の増大に伴い手数料の額を改定するとともに、新たな事務に係る手数料の額を定めるほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(令和2年4月1日等から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>介護支援課 026-235-7394 (FAX) Email: kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp  建築住宅課 026-235-7479 (FAX) Email: kenchiku@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
<p>10</p>	<p><b>興行場法施行条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>健康増進法の一部改正により、興行場など多数の者が利用する施設について、原則屋内禁煙が義務付けられることから、興行場の経営の許可基準となっていた喫煙所の設置に係る規定を削除します。</p> <p style="text-align: right;">(令和2年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>食品・生活衛生課 026-232-7288 (FAX) Email: shokusei@pref.nagano.lg.jp</p> </div>

11	<p><b>知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、次のとおり改正するほか、所要の改正を行います。</p> <p>(1) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 法改正により知事の権限として追加された勧告に従わない第1種動物取扱業者の公表等の事務を保健所設置市である長野市に移譲します。</p> <p>(2) 動物の愛護及び管理に関する条例 法改正により追加された立入検査を動物愛護管理員が行う事務の対象として追加します。</p> <p style="text-align: right;">(令和2年6月1日から施行)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">食品・生活衛生課 026-232-7288 (FAX) Email: shokusei@pref.nagano.lg.jp</p>
12	<p><b>浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>浄化槽法の一部改正に伴い、次のとおり改正します。</p> <p>(1) 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例 浄化槽の保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に知事が指定する研修の受講を義務付けるほか、所要の改正を行います。</p> <p>(2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 知事の権限として追加された浄化槽の使用休止等に係る届出の受理事務について、届出者の利便性を図るため、浄化槽に係る他の届出の受理事務と同様に市町村に移譲するほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(令和2年4月1日から施行)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">生活排水課 026-235-7399 (FAX) Email: seikatsuhaisui@pref.nagano.lg.jp</p>
13	<p><b>長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例案</b> (詳細は、別紙2(P9)のとおり)</p> <p>企業等の依頼を受けて行う試験等に係る手数料について、試験等に要する経費の増減及び試験項目の削除等に伴い、試験等の手数料の上限額及び下限額を改定します。</p> <p style="text-align: right;">(令和2年4月1日から施行)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">ものづくり振興課 026-235-7197 (FAX) Email: mono@pref.nagano.lg.jp</p>

14	<p><b>長野県山岳総合センター条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>受益者負担の適正化を図るため、宿泊施設等の利用料金の額を改定するとともに、人工岩場の利用について利用料金の額を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="336 331 1430 680"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th colspan="2">区分</th> <th>改定額</th> <th>現行額</th> <th>改定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">宿泊施設</td> <td>一般</td> <td rowspan="2">1人1泊</td> <td>1,050円</td> <td>900円</td> <td>16.7%</td> </tr> <tr> <td>小・中学生及び高校生</td> <td>520円</td> <td>450円</td> <td>15.6%</td> </tr> <tr> <td>教室、講堂及び体験室</td> <td>専用しない場合</td> <td>1人1回(3時間)</td> <td>150円</td> <td>100円</td> <td>50.0%</td> </tr> <tr> <td>人工岩場</td> <td></td> <td>1人1日</td> <td>100円</td> <td colspan="2">(新設)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(令和2年4月1日から施行)</p> <p>山岳高原観光課 026-235-7257 (FAX) Email: mt-tourism@pref.nagano.lg.jp</p>	施設名	区分		改定額	現行額	改定率	宿泊施設	一般	1人1泊	1,050円	900円	16.7%	小・中学生及び高校生	520円	450円	15.6%	教室、講堂及び体験室	専用しない場合	1人1回(3時間)	150円	100円	50.0%	人工岩場		1人1日	100円	(新設)	
施設名	区分		改定額	現行額	改定率																								
宿泊施設	一般	1人1泊	1,050円	900円	16.7%																								
	小・中学生及び高校生		520円	450円	15.6%																								
教室、講堂及び体験室	専用しない場合	1人1回(3時間)	150円	100円	50.0%																								
人工岩場		1人1日	100円	(新設)																									
15	<p><b>長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>家畜伝染病予防法の一部改正により、豚コレラが豚熱に改称されることに伴い、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>園芸畜産課家畜防疫対策室 026-235-7481 (FAX) Email: kachiku-boeki@pref.nagano.lg.jp</p>																												
16	<p><b>長野県建築基準条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>建築基準法施行令の一部改正により、煙による避難上の支障が生じないことが確認された建築物の区画部分について、内装仕上げ等に係る仕様の制限が緩和されたことから、当該区画部分について条例で制限している事項の制限の緩和を行います。</p> <p style="text-align: right;">(令和2年4月1日から施行)</p> <p>建築住宅課 026-235-7479 (FAX) Email: kenchiku@pref.nagano.lg.jp</p>																												
17	<p><b>長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>横川蛇石発電所のしゅん工に伴い、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>経営推進課 026-235-7388 (FAX) Email: kigyos@pref.nagano.lg.jp</p>																												

18	<p><b>長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案</b></p> <p>古物営業法の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(令和2年4月1日から施行)</p>
<p>生活安全企画課 026-233-0108 (FAX) Email: police-seikatsuanzenkikaku@pref.nagano.lg.jp</p>	

**新設条例案**

番号	条 例 案 の 概 要
19	<p><b>長野県附属機関条例案</b> (詳細は、別紙3 (P10) のとおり)</p> <p>「しごと改革」の観点から、附属機関の設置、廃止等を効率的に行うことができるよう各附属機関の設置条例を整理統合するとともに、要綱等により開催している会議体について、その運営状況を踏まえ必要なものを附属機関として位置付けます。</p> <p style="text-align: right;">(令和2年4月1日から施行)</p>
<p>コンプライアンス・行政経営課 026-235-7030 (FAX) Email: comp-gyosei@pref.nagano.lg.jp</p>	
20	<p><b>知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案</b></p> <p>地方自治法の一部改正により、知事や職員等の当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定し、それ以上の額を免責することを条例で定めることが可能となったことに伴い、知事や職員等の賠償責任額を限定すること及びその賠償責任額の上限を定めます。</p> <p style="text-align: right;">(令和2年4月1日から施行)</p>
<p>コンプライアンス・行政経営課 026-235-7030 (FAX) Email: comp-gyosei@pref.nagano.lg.jp</p>	

<p>21</p>	<p><b>長野県公文書等の管理に関する条例案</b>（詳細は、別紙4（P11）のとおり）</p> <p>公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理及び歴史公文書の適切な保存、利用等を図るため、次のとおり定めます。</p> <p>(1) 公文書の定義 「公文書」を、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものと定義します。</p> <p>(2) 文書の作成 職員が作成すべき文書について定めます。</p> <p>(3) 公文書の整理、保存及び移管又は廃棄 実施機関における公文書の整理、保存及び移管又は廃棄について定めます。</p> <p>(4) 電子情報システムの利用 公文書の管理を効率的に行うため、原則として電子情報システムを利用します。</p> <p>(5) 特定歴史公文書の利用 特定歴史公文書の利用請求権について定めます。</p> <p>(6) 長野県公文書審議会の設置 附属機関の設置及び職務等について定めます。</p> <p>(7) 職員の責務及び職員に対する研修等 職員の責務及び職員に対する研修等について必要な措置を講ずるよう定めます。</p> <p>（令和4年4月1日（公安委員会及び警察本部長については令和5年4月1日、(6)は令和2年4月1日）から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>情報公開・法務課 026-235-7370 (FAX) Email: kokai@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
<p>22</p>	<p><b>長野県が設立する地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例案</b></p> <p>地方独立行政法人法の一部改正により、役員等の当該地方独立行政法人に対する損害賠償責任について、その責任の一部免除の基準となる額を条例で定めている場合には、賠償責任額を限定して免責することが可能となったことから、当該基準となる額を定めます。</p> <p style="text-align: right;">（令和2年4月1日から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>高等教育振興課 026-235-7499 (FAX) Email: koto-shin@pref.nagano.lg.jp 健康福祉政策課 026-235-7485 (FAX) Email: kenko-fukushi@pref.nagano.lg.jp</p> </div>

## 「長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案」の概要

## (1) 改定分

法律名	対象事務	改定額	現行額	改定率 (%)
介護保険法	介護支援専門員実務研修受講試験	12,500円	9,700円	28.9

## (2) 新設分

法律名	対象事務	手数料額	
①都市の低炭素化の促進に関する法律	共同住宅の共用部分を除く評価方法による低炭素建築物新築等計画の申請に対する審査	現行の審査対象床面積から、共同住宅の共用部分を除いた床面積に対応する手数料	
②建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた他の建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	27,000円～237,000円	
	簡易な評価方法による建築物のエネルギー消費性能の審査	共同住宅の共用部分を除く評価方法	現行の審査対象床面積から、共同住宅の共用部分を除いた床面積に対応する手数料
		モデル住宅法又はフロア入力法	18,000円～154,000円

## (3) 改定分（定期見直し）

法律名	対象事務	改定額	現行額	改定率 (%)
温泉法	ゆう出路の増掘の許可	140,000円	130,000円	7.7

## (4) その他

法律名	対象事務	内容
①毒物及び劇物取締法	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録等	法改正により厚生労働大臣の事務権限が知事に移譲されたことに伴い、規定の整理を行う。
②覚せい剤取締法	覚せい剤施用機関の指定等	法改正に伴い、法律名等の改正を行う。
③高圧ガス保安法	容器検査又は容器再検査	圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査等が可能となったことから、当該容器を検査対象容器に追加する。
④家畜伝染病予防法	豚コレラ予防注射	法改正に伴い、項目名の改正を行う。

## ○ 施行期日

令和2年4月1日（(2)及び(4)の④は公布の日、(4)の②は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日）



(別紙2)

「長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例案」の概要

区分		改定額	現行額	改定率 (%)	
				下限額	上限額
繊維	繊維試験	1,900円以上2,300円以下	700円以上7,800円以下	171	-70.5
	染色試験	1,600円以上3,400円以下	1,400円以上3,300円以下	14.3	3.0
	繊維鑑別 混用率試験	( 廃 止 )	2,800円以下	—	—
木工	材料物性試験	1,100円以上7,400円以下	1,100円以上7,300円以下	0	1.4
機械 金属	材料強度試験	1,700円以上26,000円以下	1,100円以上26,000円以下	54.5	0
	材料組織試験	1,300円以上127,000円以下	1,300円以上124,000円以下	0	2.4
	寸法・形状精密 測定試験	800円以上8,500円以下	800円以上8,400円以下	0	1.2
	環境試験	1,200円以上10,000円以下	1,100円以上9,800円以下	9.1	2.0
	工作機械精度 測定試験	( 廃 止 )	1,200円以下	—	—
	切削試験	2,300円以上7,700円以下	2,300円以上7,600円以下	0	1.3
食品	物性・成分試験	700円以上16,000円以下	700円以上11,000円以下	0	45.5
	微生物試験	1,600円以上41,000円以下	1,600円以上40,000円以下	0	2.5
	アミノ酸等 特殊試験	12,000円以上33,000円以下	12,000円以上32,000円以下	0	3.1
化学 等	定性分析	2,600円以上77,000円以下	2,500円以上76,000円以下	4	1.3
	定量分析	1,700円以上36,000円以下	1,400円以上36,000円以下	21.4	0
	物理化学試験	700円以上29,000円以下	700円以上20,000円以下	0	45.0
試料前処理		1,900円以上3,800円以下	1,900円以上3,700円以下	0	2.7
成績表作成		300円以上1,900円以下	300円以上1,800円以下	0	5.6

- 施行期日  
令和2年4月1日

## 長野県附属機関条例案について

総務部コンプライアンス・行政経営課

### 1 目的

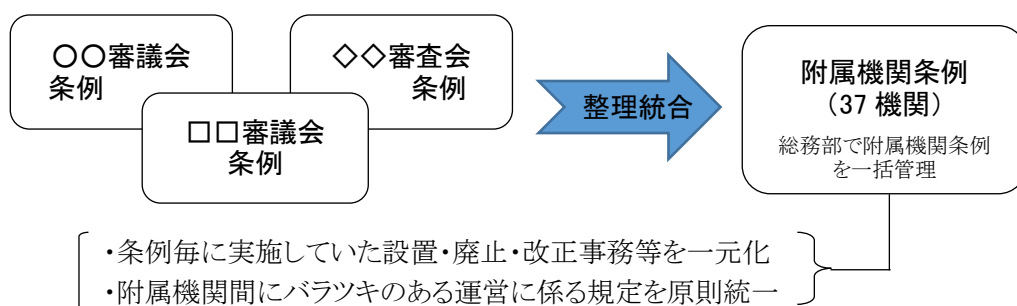
「しごと改革」の観点から、<sup>※1</sup>附属機関（審議会など）の設置、廃止等を効率的に行うことができるよう各附属機関の設置条例を整理統合するとともに、要綱等による<sup>※2</sup>会議体について、その運営状況を踏まえ必要なものを附属機関として位置付ける。

※1 地方自治法第138条の4第3項の規定により、調停、審査、諮問又は調査のため置くことができる執行機関の附属機関としての位置づけで条例により設置（審議会など）

※2 有識者等から意見を聴取し県政に反映させる等を目的に要綱等により開催している会議体

### 2 条例の概要

(1) 附属機関ごとに制定している条例（附属機関の組織・運営に係る規定のみの条例等）を「附属機関条例」として「整理統合」



#### (2) 主な規定内容

- ・各附属機関に固有の「名称」「担当事務」「構成」「定数」「任期」を別表に規定
- ・「会長の選任」「会議の開催要件・議決要件」などの事項を原則統一して規定
- ・「部会」「専門委員」「幹事」の設置を規定
- ・臨時又は緊急かつ短期間（1年以内）の附属機関設置の執行機関への委任を規定

#### 【対象附属機関】

##### ○ 統合する既設の附属機関（29機関）

国民保護協議会	地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会	労働問題審議会
総合計画審議会	感染症診査協議会	観光振興審議会
土地利用審査会	地方精神保健福祉審議会	水防協議会
固定資産評価審議会	障がい者施策推進協議会	都市計画審議会
行政機構審議会	障害者介護給付費等不服審査会	開発審査会
特別職報酬等審議会	障害児通所給付費等不服審査会	建築審査会
人権政策審議会	生活衛生適正化審議会	住宅審議会
青少年問題協議会	地方薬事審議会	生涯学習審議会
幼保連携型認定こども園審議会	中小企業振興審議会	スポーツ推進審議会
公立大学法人長野県立大学評価委員会	職業能力開発審査会	

##### ○ 運営状況を踏まえ新たに附属機関に位置付けるもの（8機関）

地域医療対策協議会	がん登録事業推進委員会	政府調達苦情検討委員会
自立支援協議会	公共事業評価監視委員会	指導力不足等教員判定委員会
発達障がい者支援対策協議会	総合評価技術委員会	

#### (3) 施行日

令和2年4月1日

# 長野県公文書等の管理に関する条例案について

総務部情報公開・法務課

## 1 条例の制定理由

県民への説明責任を全うし県民参加の県政を一層推進するとともに、文書事務の効率化を図ることにより「県庁しごと改革」を進めるため、平成31年3月に策定した「公文書管理の見直しの基本的方向性について」においては、公文書管理の基準の統一と共有、集中管理の推進、公文書の電子化、職員の意識改革を推進することを定めています。

この基本的な考え方にに基づき、公文書等の管理に関する基準を定め、公文書を適正に管理し、歴史的に重要な文書が適切に保存、利用できるよう、条例を制定します。

## 2 条例の概要

(1) 公文書の定義	実施機関の職員が職務上作成又は取得し、組織的に用いるものとして、実施機関が管理する文書
(2) 文書の作成	職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程、事務事業の実績を合理的に跡付け、検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、公文書管理規程で定めるところにより、文書を作成する
(3) 公文書の整理、保存及び移管又は廃棄	実施機関は、公文書管理規程で定めるところにより、公文書ファイルについて分類し、名称を付し、保存期間を設定する レコードスケジュールを導入し、実施機関は歴史公文書に当たる公文書ファイルを知事へ移管する 公文書ファイルを廃棄する際は、実施機関は知事へ報告し、知事が審議会の意見を聴く
(4) 電子情報システムの利用	公文書の管理を効率的に行うため、原則として電子情報システムを利用する
(5) 特定歴史公文書の利用	特定歴史公文書（知事へ移管された歴史公文書）の利用請求権について定める
(6) 長野県公文書審議会の設置	規則・公文書管理規程の制定・改廃及び公文書ファイル等の廃棄に係る調査審議等を担う
(7) 職員の責務及び職員に対する研修等	職員は、この条例の趣旨に対する理解を深め、誠実に公文書等を管理するよう努める 実施機関は、職員に対し、必要な研修の実施その他の人材育成のために必要な措置を講ずる

## 3 施行日

令和4年4月1日（公安委員会及び警察本部長については令和5年4月1日、審議会に関する規定は令和2年4月1日）

## 4 施行スケジュール

項目	R2 年度	R3 年度	R4 年度
条例	一部施行（審議会に関する規定）		本施行（R4.4.1～）
審議会	具体的な基準を決定		
システム	文書管理システム構築		運用開始

# 「長野県公文書等の管理に関する条例」(案)の概要

<b>第1章(総則)</b>
目的(第1条) 基本的考え方: 公文書は①健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源 ②県民が主体的に利用し得るもの 条例規定事項: ①公文書の適正な管理 ②歴史公文書の適切な保存及び利用等 制定目的: ①県政の適正かつ効率的な運営 ②県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務を全う
定義(第2条) ①実施機関: 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者 ②公文書: 実施機関の職員が職務上作成又は取得し、組織的に用いるものとして、実施機関が管理しているもの ③歴史公文書: ②のうち、歴史的に重要な資料として、知事が定める基準に適合するもの ④特定歴史公文書: ③のうち、知事に移管されたもの
<b>第2章(公文書の管理)</b>
作成(第4条) 職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、公文書管理規程で定めるところにより、文書を作成する
整理(第5条) 実施機関は、密接な関連を有する公文書を一の集合物(公文書ファイル)にまとめ、公文書管理規程で定めるところにより、分類、名称を付し、保存期間を設定する 実施機関は、原則として公文書を作成又は取得した際に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書に該当するものは移管の措置を、それ以外の場合は廃棄の措置を定める
保存(第6条) 実施機関は、公文書ファイルを適切な方法で保存し、その集中管理の推進に努める
公文書ファイル管理簿(第7条) 実施機関は、公文書ファイルの分類、名称等を記載した公文書ファイル管理簿を作成し、公表する
移管又は廃棄(第8条) 実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイルを、事前に定めた措置に基づき移管又は廃棄する 実施機関は、公文書ファイルを廃棄しようとするときは知事に報告し、知事は、廃棄することが適切かどうかについて公文書審議会の意見を聴く
電子情報システムの利用(第9条) 実施機関は、公文書の管理を効率的に行うため、原則として電子情報システムを利用する
管理状況の報告(第10条) 実施機関は、毎年度、公文書の管理状況について知事に報告し、知事はその概要を公表する
公文書管理規程(第11条) 実施機関は、公文書の管理に関する定め(公文書管理規程)を制定し、公表する

<b>経過措置</b>	①条例の規定は、施行日以後に作成し、又は取得した文書について適用する ②条例施行の際現に実施機関が管理している公文書については、経過措置を定める ③条例施行の際現に県立歴史館で保存している公文書については、経過措置を定める
-------------	---

<b>第3章(特定歴史公文書の保存、利用等)</b>
保存等(第12条) 知事は、内容等に応じ、適切な措置を講じた上で特定歴史公文書を保存し、名称等を記載した目録を作成し、公表する
利用請求、利用決定、利用方法(第13条～第21条) 特定歴史公文書の利用請求をしようとするものは、利用請求書を知事に提出する 知事は、利用制限(個人情報等)に該当する場合を除き、利用決定する 利用方法は、閲覧又は写し等の交付による 写し等の交付を受けるものは、知事が定める費用を負担する
長野県公文書審議会への諮問(第23条) 知事は、利用決定等について審査請求があった場合は、公文書審議会に諮問する
利用の促進(第24条) 知事は、特定歴史公文書について、展示その他の方法により一般の利用に供するよう努める
特定歴史公文書の廃棄(第26条) 知事は、特定歴史公文書を廃棄しようとするときは公文書審議会の意見を聴く
保存及び利用の状況の公表(第27条) 知事は、特定歴史公文書の保存及び利用の状況について、毎年度その概要を公表する

<b>第4章(長野県公文書審議会)</b>
設置(第29条) 学識経験者のうちから知事が任命する5人の委員で組織し、次の職務を担う ①規則・規程の制定・改廃に係る調査審議 ②公文書ファイル等を廃棄するときの調査審議 ③特定歴史公文書の利用請求に係る審査請求の諮問に対する答申 ④公文書等の管理に関する事項についての建議

<b>第5章(雑則)</b>
職員の責務及び職員に対する研修等(第32条) 職員は、この条例に対する理解を深め、誠実に公文書等を管理するよう努める 実施機関は、職員に対し、必要な研修の実施その他の人材育成のために必要な措置を講ずる
地方独立行政法人の文書管理(第33条) 地方独立行政法人は、その公共性に鑑み、文書の適正な管理に関し必要な措置を講ずるよう努める

<b>第6章(罰則)</b>
罰則(第35条) 守秘義務に違反した審議会委員に罰則を科す

<b>施行日</b>	令和4年4月1日(公安委員会及び警察本部長は令和5年4月1日、審議会に関する規定は令和2年4月1日)
------------	--